

ID: 48

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	長門市督促及び滞納処分条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第65号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入(以下「税外収入金」という。)に係る督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第3条及び附則第3項の規定による。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第3条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</p> <p>2 前条第1項の規定により督促を受けた者は、税外収入金の滞納額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)について、納期限日の翌日から指定期限までの期間については年7.3パーセント、指定期限の翌日から納入の日までの期間については特別の定めがあるものを除くほか年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して、納入通知書によって納入しなければならない。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
各課共通			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日